



相談内容

問い合わせ先 / 電話番号

新しく犬を飼い始めた

新しく飼った犬の登録手続き	市環境保全課 環境対策担当	0463-23-9969
狂犬病予防接種の登録手続き		
犬の飼い主の住所変更・氏名変更など		
登録情報の変更手続き		

飼い犬、飼い猫に関する相談

飼い犬、飼い猫が迷子になってしまった	市環境保全課 環境対策担当	0463-23-9969
迷い犬、迷い猫を保護した	県平塚保健福祉事務所	0463-32-0130
	県動物愛護センター	0463-58-3411
	平塚警察署	0463-31-0110
夜間に犬や猫が体調を崩した	夜間救急動物医療センター 【診療時間】 21時～翌6時	0463-59-5900
ペットの飼い方、しつけ方について相談したい	県平塚保健福祉事務所	0463-32-0130
	県動物愛護センター	0463-58-3411
飼い犬が人や動物を噛むなど 危害を加えてしまった	県平塚保健福祉事務所	0463-32-0130

飼い犬、飼い猫が亡くなった

飼い犬の登録抹消手続き（猫は手続き不要）	市環境保全課 環境対策担当	0463-23-9969
飼い犬、飼い猫の火葬	小動物焼却場	0463-55-6650

その他

動物が虐待されている・ 捨てられているのを見つけた	県平塚保健福祉事務所	0463-32-0130
	平塚警察署	0463-31-0110
飼い主不明の動物の遺体を見つけた	小動物焼却場	0463-55-6650
	日曜・祝日・年末年始は市役所守衛室 (0463-23-1111)	
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の補助金 地域猫活動への協力	市環境保全課 環境対策担当	0463-23-9969

※ペットの健康管理については、最寄りの動物病院にご相談ください。
最寄りに動物病院がない場合は、公益社団法人神奈川県獣医師会ホームページ（<http://www.kvma.serio.jp>）からお調べいただけます。

ガイドラインホームページ：http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page64_00001.html

平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン【概要版】
発行日：平成30年6月 更新日：令和5年3月
編集発行：平塚市環境部環境保全課 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電話：0463-23-1111（代表）/0463-23-9969（ダイヤルイン） FAX：0463-21-9603



ひらつかし いぬねこ
平塚市 犬猫の
てきせい しいく
適正飼育ガイドライン

【概要版】



近年のペットブームにより犬や猫を飼っている人・飼いたいと考える人が増えていますが、しかし、十分な知識を持たないうちに犬や猫を飼うと、意外な出費やライフスタイルの変化など予想外のことが起きるものです。ふん尿や鳴き声・野良猫の増加などから周囲に迷惑をかけることも考えられます。正しい飼い方や管理方法を理解し、ルールやマナーを守ってペットたちと楽しく共存できる社会にしましょう。

平塚市

これから新しく犬・猫を飼い始める方へ

犬や猫を飼うということは、その生きものの一生に責任を持たなくてはなりません。生態や習性・病気などをよく理解し、最後まで愛情と責任を持って飼えるのか、飼う前によく考えてください。

- ペットを飼う前のセルフチェックシート**
- あなたの家は犬・猫を飼える住居ですか？
今後、引越しの可能性はありませんか？
 - 飼いたい動物は、あなたのライフスタイルにあっていますか？
旅行や外出を制限される覚悟はありますか？
 - 家族全員が犬・猫を飼うことを賛成していますか？
動物アレルギーを持っている家族はいませんか？
 - これから10数年間、犬・猫が寿命を迎えるまで、毎日お世話ができますか？
近隣に迷惑をかけないように、きちんとしたしつけができますか？
 - 犬・猫の飼育にかかる費用が、どのくらい必要か考えていますか？
(食費 / 健康診断・予防接種・医療費 / 保険 / ペット用品など)
 - 万が一、飼えなくなった時のことを考えていますか？



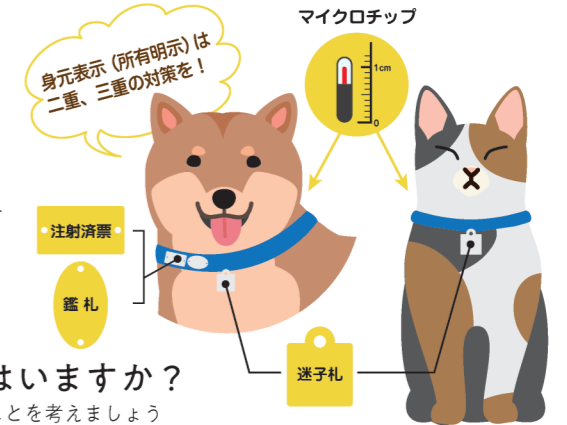
※犬や猫の入手先として、神奈川県動物愛護センターやボランティア団体から譲り受けることができます。

犬・猫の飼い主の方へ

犬や猫を飼われている飼い主さんにとって、ペットは家族の一員だと感じている方がほとんどだと思います。責任を持って社会のルールやマナーを守ること、ペットと共存できる社会をつくることができます。

犬・猫共通

- 迷子札・マイクロチップをつけましょう
- ワクチン接種や健康診断を受けましょう
- 不妊・去勢手術を受けましょう
生殖器系の病気の予防と、犬や猫が増えすぎて飼いきれなくなることを防ぎます
- 犬や猫も年を取る心構えを持ちましょう
食事への気配りや介護が必要になることもあります
- 万が一のときに引き継いで飼育してくれる人はいますか？
自分が病気・高齢になった時、家庭環境の変化などで飼育できなくなった時のことを考えましょう
- 自然災害に備えましょう
いざという時に持ち出すものをまとめ、基本的なしつけと避難所のルールも確認しておきましょう



犬の飼い主の方へ

- 犬を飼ったら市へ登録手続き・狂犬病予防接種を受けましょう*
- 周囲に迷惑をかけないように、しつけましょう
- 散歩の時に、ふんや尿をしてしまった時はきちんと処理しましょう**
- 散歩の時は必ずリードをつけ、放し飼いはやめましょう**

※飼った日(生後90日に満たない場合は生後90日を経過した日)から30日以内に登録の手続きをしましょう。また、年に一回狂犬病予防接種を受けましょう。交付された鑑札と注射済票は犬に装着してください。

※※ふん尿等の処理や放し飼いの禁止は、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例でも規定されています。



猫の飼い主の方へ

- 猫は室内で飼いましょう
- 屋内にトイレを設置し、毎日きれいに掃除しましょう

飼い主のいない猫にエサやりをしている方へ

ルールを守らないエサやりは、飼い主のいない猫を増やすことになり、周囲とのトラブルにもつながります。猫を嫌われ者にしないためにもルールを守りましょう。

- 1 不妊・去勢手術をしましょう
手術をした猫には耳カットなどのしるしをつけましょう。市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術への補助金があります。
- 2 エサは決まった場所・時間に、食べきれる量をあげましょう
置きエサはせず、終わったら容器を回収し、食べこぼしも片付けましょう。
- 3 トイレを設置し、周囲のふんや尿にも気を配りましょう
- 4 新しい飼い主を探しましょう



これらをさらに発展させたのが「**地域猫活動**」です。

地域猫活動

※地域猫活動には、近隣住民の理解と協力が必要です。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫を地域の問題としてとらえ、近隣住民の合意と協力を得た上で、地域のルールにそって猫を飼育管理する取り組みです。

地域には、猫が好きな人、無関心な人、嫌いあるいは苦手(動物アレルギー体質等も含む)な人が混在して住んでいます。理解を得ないまま一方的に行えば、トラブルになりかねません。地域の理解を得た上で、不妊・去勢手術を実施した猫へのエサやりやトイレの管理などを住民で役割分担しながら行い、猫を管理します。